

訴 状

令和7年3月4日

岡山地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明

同 東 隆 司

〒700-0933 岡山市北区奥田1丁目11番20号
原告 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者理事 光 成 卓 明

〒700-0816 岡山市北区富田町1丁目3番15号
グラントール2階 光成法律事務所（送達場所）
原告訴訟代理人弁護士 光 成 卓 明
電 話 086-224-2809
F A X 086-224-2819

〒700-0817 岡山市北区弓之町17番13号
リブラン弓之町1階 東 法 律 事 務 所
原告訴訟代理人弁護士 東 隆 司
電 話 086-222-4113
F A X 086-222-4116

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
被 告 岡山県知事 伊原木 隆太

不当利得返還請求事件

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、鳥井良輔に対し、金 9 4 万 0 6 4 7 円及びこれに対する令和 5 年 1 月 2 2 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を岡山県に支払うよう請求せよ。
 - 2 被告は、本山紘司に対し、金 3 3 万 1 2 8 6 円及びこれに対する令和 6 年 4 月 6 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を岡山県に支払うよう請求せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者等

原告は岡山県に所在する特定非営利活動法人である。

相手方鳥井良輔（以下「鳥井議員」という）、及び同本山紘司（以下「本山議員」という）は、いずれも、岡山県議会議員である。

2 鳥井議員

(1) 鳥井議員の海外視察旅行

鳥井議員は、令和 5 年 9 月 3 0 日から同年 1 0 月 1 2 日の期間、アメリカ合衆国及び英国領ヴァージン諸島を視察先として海外視察旅行を行った。

(2) 岡山県の旅費の支出

岡山県は、前記海外視察旅行の旅費として、令和 5 年 1 2 月 8 日、鳥井議員に対し、金 9 4 0, 6 4 7 円の支出負担行為決議を行い、同月 2 1 日、これを鳥井議員に対して支払った。

(3) 鳥井議員の視察旅行の日程と内容

当該視察旅行の日程及び内容は、以下のとおりである。

ア 9月30日(土)

07:05 岡山空港発

11:00 羽田空港発

10:55 ジョン・F・ケネディ空港着

ヘリポート視察

ニューヨーク市宿泊

イ 10月1日(日)

09:40 ニューアーク・リバティー国際空港発

13:41 サンファン ルイス・ムニョス・マリノ国際空港着

午後 サンファン・ベイにてマリーナ2か所視察

カリフォルニア市宿泊

ウ 10月2日(月)

午前 プエルト・チコにてマリーナ2か所視察

午後 パルマス・デル・マールにてマリーナ1か所視察

カリフォルニア市宿泊

エ 10月3日(火)

10:45 ルイス・ムニョス・マリノ国際空港発

11:30 テランス・B・レットサム国際空港(ヴァージン諸島トルトラ島)着

15:30 トルトラ島ナニーケイにて乗船(船上泊)

オ 10月4日(水)

午前 トルトラ島ナニーケイを出航

午後 ノーマン島着(船上泊)

カ 10月5日(木)

- 午前 ノーマン島発
- 午後 ゴルダ島セント・トーマス湾着（船上泊）
- キ 10月6日（金）
- 午前 ゴルダ島セント・トーマス湾発
- 午後 ゴルダ島レヴェリック湾着（船上泊）
- ク 10月7日（土）
- 午前 ゴルダ島レヴェリック湾発
- 午後 スクラブ島着（船上泊）
- ケ 10月8日（日）
- 午前 スクラブ島発
- トルトラ島ナニーケイ着（下船）
- 12：00 テランス・B・レットサム国際空港発
- 12：45 フォートローダーデール・ハリウッド国際空港（フロリダ州）
着
- コ 10月9日（月）
- 午前 フォートローダーデールにてマリーナ1か所視察
（時刻不明） 国際ヨット仲買人協会メンバーと面談
- 午後 （日程表には、「マイアミビーチでマリーナ視察」と記載さ
れているが、鳥井議員の報告書に記載がなく、不明）
- フォートローダーデール市宿泊
- サ 10月10日（火）
- 9：00～10：00 在マイアミ日本国総領事館訪問
- 12：50 フォートローダーデール・ハリウッド国際空港発
- 15：25 ワシントン・ダレス国際空港着
- ワシントン市宿泊
- シ 10月11日（水）

12:15 ワシントン・ダレス国際空港発

機中泊

ス 12月12日(木)

15:20 羽田空港着

18:00 羽田空港発

19:15 岡山空港着

(4) 岡山県の支出の内訳

岡山県が本件視察旅行について行った支出の内訳は、

ア 航空運賃	664,506円
イ 旅行雑費(空港税等)	8,800円
ウ 日当	78,400円
エ 宿泊料(9月30日、10月1、2、8、9、10日)	121,200円
オ 食卓料(10月3～7日)	38,500円
カ 国内航空運賃	29,241円
(小計)	940,647円

である。

(5) 視察目的と視察対象の性格等

ア 鳥井議員の視察目的は、同議員の議員派遣申請書によれば、「瀬戸内海クルーズ環境整備・スーパーヨット誘致に向けた調査」とされている。

なお、「ヨット」は、日本語においては通常「縦帆を使った小型の帆船(sailing yacht)」を指すが、本来の字義はレジャー用船艇を広く意味する。その中で「スーパーヨット」は、全長80フィート(24m)以上の特に大型のクルーザーの呼称で、外国人富裕層などが個人所有し、広く豪華な居住区間と設備を有し、高級ホテルの代わりとして接待や宿泊の場として用いられることがあるとされる。

イ 鳥井議員は、本件視察旅行において、10月3日から8日までの6日間のカリブ海クルーズに参加した。同議員が乗船した船舶については報告書に記述がないが、同議員が岡山県監査委員に対し岡山県議会事務局経由で行った回答によれば、全長42フィート（12.8m）のカタマラン（双胴型）ヨットであり、同行者の一人がチャーターしたものとされている。なお、報告書によっては寄港地で上陸したか否かは不明である。

足掛け13日間の視察旅行中に船旅以外に行ったとして報告書に記載されているのは、①マリーナ計5か所の視察、②ニューヨークでのヘリポートの視察、③国際ヨット仲買人協会メンバーとの面談、④総領事館の訪問、である。これらの日程中に通訳が用いられた形跡はうかがえず（通訳料は役務費としても支出されていない）、視察について報告書上は、「見て回ったこと」しかわからない。

ウ 鳥井議員の視察旅行に関する旅費としては、前記のとおり航空運賃しか支出されておらず、船旅そのものに係る費用は支出されていない。また、鳥井議員は報告書中で、「今回アジア系の利用者は我々だけであった」と述べているので、同議員の旅行には日本人の同行者があったことが判明するが、同行者の数や立場は不明である。

（6）旅費支出の違法性

本件視察旅行において行われた視察は実質的に、船旅を楽しむマリーナを「見て回った」観光にほかならず、岡山県の県政とは関連性がない。

したがって、この本件視察旅行の旅費・役務費を岡山県が支出することは違法である。

（7）不当利得

よって、本件視察旅行に対し支出された旅費金940,647円は違法な支出であり、鳥井議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し同金額及び支出の日の翌日である令和5年12月22日から年3分の割合による利息を

付して返還すべき義務がある。

3 本山議員

(1) 本山議員の海外視察旅行

本山議員は、令和6年1月21日から同月24日の期間、台湾を視察先として視察旅行を行った。

当該旅行は、本山議員を含め4名が参加して行われたものであるが、本山議員以外の参加者3名の氏名は不明である。

(2) 岡山県の旅費・役務費の支出

岡山県は、上記視察旅行につき、令和6年3月29日、①旅費として金256,286円、②役務費として金75,000円、合計金331,286円の支出負担行為決議を行い、同年4月5日、本山議員に対して支払った。

(3) 本山議員の視察旅行の日程と内容

当該視察旅行の日程及び内容は、以下のとおりである。

ア 1月21日(日)

17:30 台湾桃園空港到着

チャーター車で台南市へ

台南市のホテルにチェックイン

イ 1月22日(月)

(ア) 烏山頭ダム及び八田與一記念館(50分)

(昼食)

(イ) 二峰圳取水井(30分)

(ウ) 橋頭糖廠(60分)

(エ) 鎮安堂飛虎將軍廟(時間不明)

(オ) 林百貨店(時間不明)

ウ 1月23日(火)

チャーター車で以下の目的地を視察

- (ア) 副瀬富安宮 (60分)
- (イ) 嘉義農林学校校長官舎 (40分)
- (昼食)
- (台北市のホテルにチェックイン)
- (ウ) 六氏先生之墓 (芝山巖) (時間不明)

エ 1月24日 (水)

チャーター車で桃園空港へ
帰国

(4) 岡山県の支出の内訳

岡山県が本件旅行について行った支出の内訳は、

ア 旅費

- (ア) 航空運賃 100,905円
- (イ) 現地交通費 (専用車代) 84,041円
- (ウ) 日当 20,400円 (5,100円×4)
- (エ) 宿泊料 46,500円 (15,500円×3)
- (オ) 国内航空運賃 4,440円
- (小計) 256,286円

イ 役務料

- (ア) 通訳料 50,000円 (200,000円÷4人)
- (イ) 視察調整手数料 25,000円 (100,000円÷4人)
- (小計) 75,000円

である。

(5) 視察目的と視察対象の性格等

ア 本山議員の視察目的は、同議員の議員派遣申請書によれば、「日本と台湾の歴史的なつながりに関する調査研究」とされている。

イ 視察先とされた各施設等は、

(ア) 烏山頭ダム、二峰圳取水井は、日本統治時代に建設されたインフラ施設

(イ) 八田與一記念館は、日本統治時代に烏山頭ダムの建設など台湾の水利技術発展に寄与した日本人を記念する施設

(ウ) 橋頭糖廠は、日本統治時代に建造された産業施設（製糖工場跡）

(エ) 鎮安堂飛虎將軍廟は、第二次大戦中に台湾で戦死した日本軍人を祀る廟

(オ) 林百貨店は、日本統治時代に建築されたデパート、

(カ) 副瀨富安宮は、日本統治時代に自殺した日本人警察官を祀る「宮」

(キ) 嘉義農林学校校長官舎は、日本統治時代に開設された学校の官舎

(ク) 六氏先生之墓（芝山巖）は、日本統治時代に殉職した日本人教師を祀る墓

であり、いずれも日本統治時代にかかる旧跡で、台湾の日本統治時代に郷愁を感じる日本人の観光の対象となっている施設である。

ウ 本山議員（及び3名の同行者）は、旅程表や本山議員の報告書による限り、上記の各施設等を「見て回る」以外の調査や面談は行っていない。役務費に含まれる通訳は、見積書によれば、1月22、23日の両日各8時間稼働し、視察対象全施設に随行することにされているので、明らかに観光ガイドである。

(6) 旅費・役務費支出の違法性

本件旅行において行われた視察は実質的に、個人的趣味として台湾の日本統治時代に郷愁を感じる観光以外のものではなく、岡山県の県政とは何の関連性もない。

したがって、この本件視察旅行の旅費・役務費を岡山県が支出することは違法である。

(7) 不当利得

よって、本件視察旅行につき支出された旅費・役務費金331,286円は違法な支出であり、本山議員は同額の不当利得をしているので、岡山県に対し同金額及び支出の日の翌日である令和6年4月6日から年3分の割合による利息を付して返還すべき義務がある。

4 住民監査請求とその棄却決定

(1) 原告は、令和6年12月6日、請求原因第2・3項記載の理由で、本件訴えの相手方らについて、岡山県監査委員に対し返還請求を求める住民監査請求をした。

(2) 岡山県監査委員は、令和7年2月3日上記監査請求を棄却し、その通知は同月4日原告に到達した。

5 結語

よって、地方自治法第242条の2の規定に基づき、請求の趣旨記載のとおり判決を求めて、住民訴訟に及ぶ。

添 付 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 資格証明書 | 1通 |
| 2 委任状 | 1通 |

以上